

●香川県告示第504号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成20年12月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成20年11月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>(1) 法第22条、第23条第1項本文、第27条第1項第3号又は同条第2項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等の属する世帯の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p><u>(2) (1)の規定にかかわらず、乳児院における短期入所措置（法第27条第1項第3号に規定する乳児院への入所措置のうち、その入所期間が1月に満たないものをいう。）に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じ、別表第3により算定した額とする。</u></p> <p><u>(3) (1)の規定にかかわらず、法第31条第2項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する措置に要する費用について、当該措置児童（18歳以上の者を含む。）で月の初日の年齢が20歳以上のもの（以下「入所者」という。）から徴収する費用の額は、当該入所者の前年分の対象収入等に応じ、別表第4により算定した額とし、当該算定した額が当該措置に要した費用の額に満たないときは、その満たない額に係る費用について、当該扶養義務者から徴収する。この場合において、当該扶養義務者から徴収する費用の額は、(1)の規定に準じて算定した額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>法第21条の5に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、<u>別表第5</u>により算定した額とする。ただし、別</p>	<p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準</p> <p>(1) 法第22条、第23条本文、第27条第1項第3号又は同条第2項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等の属する世帯の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p><u>(2) (1)の規定にかかわらず、法第31条第2項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する措置に要する費用について、当該措置児童（18歳以上の者を含む。）で月の初日の年齢が20歳以上のもの（以下「入所者」という。）から徴収する費用の額は、当該入所者の前年分の対象収入等に応じ、別表第3により算定した額とし、当該算定した額が当該措置に要した費用の額に満たないときは、その満たない額に係る費用について、当該扶養義務者から徴収する。この場合において、当該扶養義務者から徴収する費用の額は、(1)の規定に準じて算定した額とする。</u></p> <p>3 小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用の支払命令基準</p> <p>法第21条の5に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、<u>別表第4</u>により算定した額とする。ただし、別</p>

に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。

別表第2 (2の(1)関係) 略

別表第3 (2の(2)関係)

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額 (日額)
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0
C	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯	1,000
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	60,000円以下 1,000
D2		60,001～ 6,674,000 2,000
D3		6,674,001円以上 その措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収)

備考

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条

2 同一世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受けている場合は、徴収基準額 (日額) に当該入所期間を乗じて得た額の最も多

に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。

別表第2 (2の(1)関係) 略

額な児童以外の児童については、当該施設のこの表の徴収基準額（日額）に当該入所期間を乗じて得た額に0.1を乗じて得た額を当該児童の徴収する費用の額とする。

ただし、平成19年12月1日以降において、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「（乳児院に係る徴収基準額（日額）×入所期間）＋（乳児院に係る徴収基準額（日額）×入所期間×0.1）×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を乳児院に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、乳児院に係る徴収する費用の額は0円とする。

別表第4（2の(3)関係）

略

別表第5（3関係）

略

別表第3（2の(2)関係）

略

別表第4（3関係）

略